

第四十三条 削除

(登録免許税法の一部改正)

第四十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の十三を同表第二十九号の十四とし、同表第二十九号の十二を同表第二十九号の十三とし、同表第二十九号の十一を同表第二十九号の十二とし、同表第二十九号の十の次に次のように加える。

二十九の十一 介護支援専門員実務研修受講試験に係る登録試験問題作成機関の登録	登録件数	一件につき十
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十九条の十一第一項(登録試験問題作成機関の登録)の登録	登録件数	一件につき十 五万円

別表第三の二十四の項中「(平成九年法律第二百二十三号)第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
 第二百五条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則

第九条 削除

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の前に次のように加える。

二十九の十五 在宅就業支援団体の登録	登録件数	一件につき十
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第七十四条の三第一項(在宅就業支援団体の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	五万円

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百六条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

(会社更生法の一部改正)

第二百五十七条 会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百六十一条第六項ただし書中「株主等」を「株主」に、「株式会社」を「会社」に改める。

第二百六十四条第二項中「新株を」を「株式を」に、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等が新株の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす」を「株主に対し新たに払込み又は給付をさせないで株式を発行する」に改め、同条第三項中「他の株式会社と」を削り、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等に株式を割り当てる」を「株主に株式又は持分を交付する」に改め、同条第四項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等」を「株主」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「会社の分割」を「新設分割又は吸収分割」に、「株式会社の設立」を「株式会社の分割」を「新設分割」に、「資本の増加」を「資本金の増加」に、「資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした株式会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する」を「資本金の額又は吸収分割により増加した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号(ト)又は子の税率欄に規定する」に改め、「及び更生債権者等に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額」を削り、同条第六項中「他の株式会社と合併する」を「新設合併若しくは吸収合併又は組織変更をする」に、「合併による株式会社の設立又は合併による資本の増加」を「新設合併若しくは組織変更による株式会社若しくは合同会社の設立又は吸収合併による資本金の増加」に、「資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額又は吸収合併により増加した資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号(ト)ホ又はへの税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」

(会社更生法の一部改正)

第二百五十七条 同上

第二百六十一条第六項ただし書中「株主等」を「株主」に、「株式会社」を「会社」に改める。

を「(更生債権者等に株式又は持分を交付する)に、「以外の金額」を「を除く。」に改め、同条第七項中「資本の金額」を「資本金の額」に、「株主等が新会社の設立に際して発行する株式の発行価額の全部又は一部の払込みをしたものとみなす」を「株主に対し新たに払込み又は給付をさせないで株式を発行する」に改め、同条第八項中「千分の一・五」の下に「(登録免許税法別表第一第一号(五)から(七)までに掲げる登記にあっては、千分の四)」を加える。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第百五十八条 省 略

2~6 省 略

7 新会社更生法第二百六十四条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税についてはなお従前の例による。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二百七条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百六十二条第二項中「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に改め、同条第三項中「合併による解散」を「解散」に改め、同項第一号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第二号中「合併」を「新設合併」に改め、同条第五項中「組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社」を「転換後協同組織金融機関、転換後銀行」に改める。

第百六十五条第二項中「銀行と合併してその銀行が合併後存続する」を「吸収合併をする」に、「その銀行の合併による資本」を「当該吸収合併による資本金」に、「合併により増加した資本の金額」を「吸収合併により増加した資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第三項中「銀行と合併して株式会社を設立する」を「新設合併をする」に改め、「場合における」の下に「当該新設合併による」を加え、「資本の金額のうち、合併により消滅した銀行の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号(ホ)の税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「(更生債権者等に株式を交付する)に、「以外の金額」を「を除く。」に改め、同条第四項中「その組織を変更して株式会社になる」を「転換

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第百五十八条 同 上

2~6 同 上

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二百七条 同 上

第百六十二条第二項中「組織変更後の株式会社」を「転換後銀行」に改め、同条第三項中「合併による解散」を「解散」に改め、同項第一号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第二号中「合併」を「新設合併」に改め、同条第五項中「組織変更後の協同組織金融機関、組織変更後の株式会社」を「転換後協同組織金融機関、転換後銀行」に改める。

をする」に、「組織変更」を「転換」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「組織変更後の株式会社が新株」を「転換後銀行が株式」に、「資本」を「資本金」に改める。

第三百三十五条第二項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、同条第三項中「合併による解散」を「解散」に改め、同項第一号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第二号中「合併」を「新設合併」に改め、同条第五項ただし書中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改める。

第三百三十八条第二項中「株式会社と合併してその株式会社が合併後存続する」を「吸収合併をする」に、「その株式会社の合併による資本」を「当該吸収合併による資本金」に、「合併により増加した資本の金額」を「吸収合併により増加した資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第三項中「株式会社と合併して株式会社を設立する」を「新設合併をする」に改め、「場合における」の下に「当該新設合併による」を加え、「資本の金額のうち、合併により消滅した株式会社の当該合併の直前における資本の金額に対応する」を「資本金の額のうち、同法別表第一第二十四号（ホ）の税率欄に規定する」に、「及び更生債権者等に株式を割り当てる」を「（更生債権者等に株式を交付する）に、「以外の金額」を「を除く。」に改め、同条第四項中「その組織を変更して株式会社になる」を「組織変更をする」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「割り当てる」を「交付する」に改め、同条第五項中「組織変更後の株式会社が新株」を「組織変更後株式会社が株式」に、「資本」を「資本金」に改め、同条第六項中「第二百七十二条」を「第二百六十七条」に、「株式交換」を「組織変更株式交換」に、「資本」を「資本金」に改め、同条第七項中「第二百七十三条」を「第二百六十八条」に、「株式移転」を「組織変更株式移転」に改める。

#### （相続税法の一部改正）

第二百八十四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「含む」を「含み、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二条第二項（旧有限会社の存続）の規定により株式とみなされる同法第三条第二項（商号に関する特則）に規定する特例有限会社の持分を除く」に改め、同条第三項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項（全国

第三百三十五条第二項中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改め、同条第三項中「合併による解散」を「解散」に改め、同項第一号中「合併」を「吸収合併」に改め、同項第二号中「合併」を「新設合併」に改め、同条第五項ただし書中「組織変更後の株式会社」を「組織変更後株式会社」に改める。

#### （相続税法の一部改正）

第二百八十四条 同上

第四十一条第三項第二号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第五号を次のように改める。

連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項(短期債の発行)に規定する短期債」に改め、同項第四号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債

(印紙税法の一部改正)

第二百九十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号を次のように改める。

五	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書	1 合併契約書とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百四十八条(合併契約の締結)に規定する合併契約(保険業法第五十九条第一項(相互会社と株式会社との合併)に規定する合併契約を含む。)を証する文書(当該合併契約の変更又は補充の事実を証するものを含む。)をいう。 2 吸収分割契約書とは、会社法第七百五十七条(吸収分割契約の締結)に規定する吸収分割契約を証する文書(当該吸収分割契約の変更又は補充の事実を証するものを含む。)をいう。 3 新設分割計画書とは、会社法第七百六十二条第一項(新設分割計画の作成)に規定する新設分割計画を証する文書(当該新設分割計画の変更又は補充の事実を証するものを含む。)をいう。	一通につき 四万円
---	---------------------------	---	--------------

別表第一第六号の非課税物件の欄中「、有限会社」を削り、同表第九号の課税物件の定義の欄1中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

別表第二独立行政法人の項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債

(印紙税法の一部改正)

第二百九十三条 同上

別表第一第五号を次のように改める。

五	同上	1 同上	同上
		2 同上	
	3 同上		

別表第一第六号の非課税物件の欄中「、有限会社」を削り、同表第九号の課税物件の定義の欄1中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。



、「をした会社の当該合併又は組織変更」を「若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更」に、「(当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円)」を「として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)へ中「合併」を「吸収合併」に、「有限会社の資本」を「合同会社の資本」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「(当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円)」を「として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)ト中「分割」を「新設分割」に、「有限会社」を「合同会社」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「控除した金額」を「控除した額」として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)チ中「分割」を「吸収分割」に、「有限会社の資本」を「合同会社の資本」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「控除した金額」を「控除した額」として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)リ中「合併」を「新設合併」に改め、同号(一)ヲ中「新株予約権」の下に「に関する事項の変更」を加え、同号(一)ウ中「重要財産委員会の登記(口、ホ及びト)に掲げる登記の申請と同時に申請するものを除く。」を「取締役会、監査役会又は委員会に関する事項の変更の登記」に改め、同号(一)カ中「社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」を「取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)タ中「社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、代表執行役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは委員会の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事若しくは監事の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任」に改め、同号(一)イ中「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)イ中「商法第二百二十三条第一項及び第二項(清算人の登記)」(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定による清算人」を「清算人又は代表清算人」に改め、同号四口中「清算人」の下に「若しくは代表清算人」を加え、同表第二十九号(一)ハ中「第五条(未成年者の営業の登記)又は第七条第一項(被後見人のためにする後見人の営業の登記)」を「(明治三十二年法律第四十八号)第五条(未成年者登記)又は第六条第一項(後見人登記)」に

「をした会社の当該合併又は組織変更」を「若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更」に、「(当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円)」を「として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)へ中「合併」を「吸収合併」に、「有限会社の資本」を「合同会社の資本」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「(当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九百万円)」を「として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)ト中「分割」を「新設分割」に、「有限会社」を「合同会社」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「控除した金額」を「控除した額」として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)チ中「分割」を「吸収分割」に、「有限会社の資本」を「合同会社の資本」に、「資本の金額」を「資本金の額」に、「控除した金額」を「控除した額」として財務省令で定めるもの」に改め、同号(一)リ中「合併」を「新設合併」に改め、同号(一)ヲ中「新株予約権」の下に「に関する事項の変更」を加え、同号(一)ウ中「重要財産委員会の登記(口、ホ及びト)の登記の申請と同時に申請するものを除く。」を「取締役会、監査役会又は委員会に関する事項の変更の登記」に改め、同号(一)カ中「社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」を「取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員」に、「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)タ中「社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、代表執行役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは委員会の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事若しくは監事の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任」に改め、同号(一)イ中「資本の金額」を「資本金の額」に改め、同号(一)イ中「商法第二百二十三条第一項及び第二項(清算人の登記)」(同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定による清算人」を「清算人又は代表清算人」に改め、同号四口中「清算人」の下に「若しくは代表清算人」を加え、同表第二十号(一)ハ中「第五条(未成年者の営業の登記)又は第七条第一項(被後見人のためにする後見人の営業の登記)」を「(明治三十二年法律第四十八号)第五条(未成年者登記)又は第六条第一項(後見人登記)」に改め、同号

改め、同号(一)中「第二十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同表第三十五号(六)中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表第三十九号中「担保付社債に」を「担保付社債に」に、「担保付社債信託法」を「担保付社債信託法」に改め、同表第四十七号(一)中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同号(二)中「第八条第三号」を「第七条第三号」に改め、同表第六十三号中「商法第四百五十七條」を「会社法第九百四十一条」に改める。  
別表第二「独立行政法人の項中」資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資の金額」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二百九十七條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号イ中「資本の金額」を「資本金の額」に、「出資金額」を「出資金の額」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正)

第二百七條 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

第十四條 削除

(一)中「第二十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同号(一)へ及び(二)口中「抹消」を「抹消」に改め、同表第二十四号(九)中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表第五十三号中「商法第四百五十七條」を「会社法第九百四十一条」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二百九十七條 同 上

第十八條第一項第一号イ中「資本の金額」を「資本金の額」に改める。

附 則

(登録免許税法の一部改正)

第十四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第三十四号の九の次に次のように加える。

三十四の十 エネルギー管理指定工場に係る登録調査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二十条第一項(登録調査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)		

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十一第一項第三号中「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第九条第一項に規定する登録郵政公社」を削る。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「登録金融機関」を「又は登録金融機関」に改め、「又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第九条第一項に規定する登録郵政公社をいう。)」及び「(郵便局を含む。)」を削る。

(銀行法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百九条 銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

附則

第二十九条 削除

(租税特別措置法の一部改正)

第六十二条 同上

第三十七条の十一第一項第三号中「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第八条第一項に規定する登録郵政公社」を削る。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「登録金融機関」を「又は登録金融機関」に改め、「又は登録郵政公社(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。)」及び「(郵便局を含む。)」を削る。

附則

(登録免許税法の一部改正)

第二十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(三)に次のように加える。

ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
----------------------------	------	----------

別表第一第二十四号の六を同表第二十四号の七とし、同表第二十四号の二から第二十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 金融機関の代理業の許可

(一) 銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第一項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(五) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第一項（信用協同組合代理業の許可）の信用協同組合代理業の許可	許可件数	一件につき九万円

別表第一第三十一号の前に次のように加える。

三十の六 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可

(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
(二) 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第一項（許可）の農林中央金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の二第一項（許可）の特定信用事業代理業の許可	許可件数	一件につき九万円

(石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十号条 石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十五号中「又は広域的処理」を「広域的処理又は無害化処理」に改め、同号(三)中「広域的な」を削り、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第九条の十第一項(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)又は第十五条の四の四第一項(産業廃棄物の無害化処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数	一件につき十 五万円
---	------	---------------

(四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一條の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可

許可件数

一件につき九  
万円

別表第三の二十四の項中「(昭和二十二年法律第百三十二号)」を削る。

附則

(登録免許税法の一部改正)

第三条 同上

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的処理又は無害化処理の認定	認定件数	一件につき十 五万円
(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)第九條の九第一項(一般廃棄物の広域的処理に係る特例)又は第十五條の四の三第一項(産業廃棄物の広域的処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の広域的な処理の認定	認定件数	一件につき十 五万円
(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第九条の十第一項(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)又は第十五條の四の四第一項(産業廃棄物の無害化処理に係る特例)の一般廃棄物又は産業廃棄物の無害化処理の認定	認定件数	一件につき十 五万円

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。